第十条　法第十条第二項の証明書が輸出国以外の国においてと畜検査が行われた獣畜の肉若しくは臓器又は食鳥検査が行われた家きんの肉若しくは臓器に係るものであるときは、当該と畜検査又は食鳥検査を行つた国の政府機関が発行した前条に規定する事項を記載した証明書の写しを、同項の証明書に添えなければならない。

第十一条　法第十条第二項ただし書の厚生労働省令で定める国は、アメリカ合衆国、オーストラリア及びニユー・ジーランドとする。

第十一条の二　法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める食品又は添加物は、獣畜及び家きんの肉及び臓器とする。

②　法第十一条第二項に規定する厚生労働省令で定める食品又は添加物は、生食用のかき及びふぐとする。

③　法第十一条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　輸入する食品の品名（ふぐにあつては、その学名を含む。）

二　輸入する食品の数量及び重量

三　輸入する食品の採捕海域

四　輸入する食品の採捕年月日

五　輸入する食品を処理した施設の名称及び所在地

六　荷送人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び所在地）

七　荷受人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び所在地）

八　輸入する食品が、我が国と同等以上の基準に基づき、衛生的に取り扱われた旨

第十二条　法第十二条の規定により人の健康を損なうおそれのない添加物を別表第一のとおりとする。

第十三条から第十六条まで　削除

第十条　法第九条第二項の証明書が輸出国以外の国においてと畜検査が行われた獣畜の肉若しくは臓器又は食鳥検査が行われた家きんの肉若しくは臓器に係るものであるときは、当該と畜検査又は食鳥検査を行つた国の政府機関が発行した前条に規定する事項を記載した証明書の写しを、同項の証明書に添えなければならない。

第十一条　法第九条第二項ただし書の厚生労働省令で定める国は、アメリカ合衆国、オーストラリア及びニユー・ジーランドとする。

（新設）

第十二条　法第十条の規定により人の健康を損なうおそれのない添加物を別表第一のとおりとする。

第十三条　法第十三条第二項（同条第四項及び法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　製品の総合衛生管理製造過程につき、次に掲げる文書が作成されていること。

イ　製品の名称及び種類、原材料その他必要な事項を記載した製品説明書

ロ　製造又は加工に用いる機械器具の性能その他必要な事項を記載した製造又は加工の工程に関する文書

ハ　施設設備の構造、製品等の移動の経路その他必要な事項を記載した施設の図面

二　製品の総合衛生管理製造過程につき、次に掲げるところにより定められた事項を記載した文書が作成されていること。

イ　製品につき発生するおそれのあるすべての食品衛生上の危害について、当該危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該危害の発生を防止するための措置を定めるとともに、当該措置に係る物質が別表第二の上欄に掲げる食品につきそれぞれ同表の下欄に掲げる危害の原因となる物質を含まない場合にあつては、その理由を明らかにすること。

ロ　イの措置のうち、製品に係る食品衛生上の危害の発生を防止するため、その実施状況の連続的な又は相当の頻度の確認を必要とするものを定めること。

ハ　ロの確認の方法を定めること。